

◆ 八番(今井光子君)

母子医療について、健康局長に質問します。

日本共産党は、一九九三年六月二十一日、奈良県の小児医療体制の拡充と、産科、小児科、新生児科を総合した小児・母子保健医療センターの設置を求める提言を發表し、知事に申入れを行ってまいりました。その後、子ども専門病院が欲しいとの声が広がる中で、県は周産期医療分野において、県立奈良病院に周産期センターをオープンし、周産期における母体搬送をスムーズに行えるように、医療情報システムが平成八年の四月に設置をされております。これは、県内の産婦人科病院や医院では対応のできないケースが発生したとき、県内で新生児集中治療のできる医大や県立奈良病院、国立奈良病院、天理よろず病院に搬送し、それでも対応できないときは、近畿二府四県の近畿ネットワーク事業で搬送先を探す仕組みです。

先日、奈良医大の周産期集中治療室を見てまいりました。片方の手のひらに乗るぐらいの小さな命が懸命に生きようとしていました。ここで助かったとうとい命です。医大のNICUは十五床で、常に満床状態です。平均在院日数が約三ヵ月、長くなれば一年以上になることもあります。医大の産科病棟では、緊急やむなく、新生児室がNICUの後方ベッドの役割を担わざるを得ない状況にあります。

ことし一月の奈良県の産婦人科医師会誌によると、周産期システムのもとで、平成九年、十年の二年の間に母体搬送依頼が三百六十九例、うち県内施設の収容が二百十例、五六・九%、新生児搬送が百七十七例中県内施設の収容が百三十四例の七五・七%であったと報告されています。また、近畿ネットワークシステムで他府県に搬送されるケースの八割が奈良県の患者さんで占められています。結局、奈良県では母体や新生児搬送の三分の二しか対応できていません。昨年奈良県で生まれた赤ちゃんの七・七%、千六十一人が二千五百グラム以下の未熟児でした。子どもの数が減る中で、ハイリスクの出産が増加しています。女性の高年齢出産に加え、男女雇用機会均等法のもとで女子の深夜労働の規制が外され、母性保護が脅かされています。雇用不安などの精神的、経済的ストレスが拍車をかけています。県の周産期死亡は平成五年まで減り続け、三・六%にまで下がっていましたが、その後は増加し、平成十年には七・二%になっています。これでは安心して奈良県で子どもを産むこともできません。当面、周産期医療について関係者の意見を聞く協議会を設置し、県内の分娩に見合った規模を持つ総合周産期母子医療センターの整備が必要と思いますが、どうで

しょうか。

◎健康局長（森田倫史君）（登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

私へは、総合周産期母子医療センターについてのご質問でございます。

周産期医療施設の整備につきましては、県立医科大学附属病院におきまして、新生児集中治療室、NICUでございますが、これを十五床、県立奈良病院でも、周産期医療センターとしてNICU十床、及び母体・胎児集中治療室、PICUと申しますが、これを一床設置し、運営しているところでございます。また、国立奈良病院と天理よろず相談所病院とも連携を図るため、奈良県周産期医療情報システムを開発し、平成八年四月から運用しているところでございます。

ご指摘の搬送件数についてでございますが、平成九年度と平成十年年度のデータのようにございますが、昨年十月一日に近畿大学医学部奈良病院が開院いたしまして、ここでNICU六床が新たに運用され、県の周産期医療情報システムにも加わったところでございます。この結果、県外搬送は現状ではかなり改善されていると考えております。なお、同病院はNICUを十床まで充実されると聞いております。また、医大附属病院においても今後さらに充実を図ってまいりたいと考えております。協議会に関しましては、周産期医療情報システムの運用に当たりまして、関係機関に集まってもらい、周産期医療について協議する場を既に設けておるところでございます。また、総合周産期母子医療センターにつきましては、本県での機能について研究が必要でございますが、近大奈良病院の整備充実によって状況が変化してまいりますので、当面これを見きわめ、まず県内全体としての診療機能を把握することが重要であると考えておるところでございます。

以上であります。